

平成17年12月2日(金曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
奥 山 幸 助 委 員 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
行 財 政 改 革 推 進 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
菅 野 英 行 税 務 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	花・緑・せらぎ 推 進 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	犬 飼 一 好 農 林 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	木 村 正 之 地 域 振 興 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	尾 形 清 一 会 計 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	鈴 木 英 雄 病 院 事 務 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	兼 子 良 一 管 理 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	熊 谷 英 昭 社 会 教 育 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	布 施 崇 一 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	鈴 木 一 徳 監 査 委 員 会 事 務 局 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 会 事 務 局 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員 会 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第1号 第4回定例会
平成17年12月2日(金) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 例月出納検査結果報告について
- ” 4 行政報告
(1) 寒河江市行財政改革大綱について
- ” 5 議第65号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 認第 3号 平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 4号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 5号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第 6号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第 7号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第 8号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 9号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第10号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第11号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 18 議第66号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 19 議第67号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 20 議第68号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 21 議第69号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 22 議第70号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 23 議第71号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第72号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第73号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- ” 26 議第74号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- ” 27 議第75号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- ” 28 議第76号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について

- 日程第 29 議第 77号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- ” 30 議第 78号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- ” 31 議第 79号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- ” 32 議第 80号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- ” 33 議第 81号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- ” 34 議第 82号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- ” 35 議第 83号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
- ” 36 議案説明
- ” 37 監査委員報告
- ” 38 質疑
- ” 39 予算特別委員会設置
- ” 40 決算特別委員会設置
- ” 41 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第 4 回定例会日程

平成 17 年 12 月 2 日 (金) 開会

月 日	時 間	会 議			場 所
12月 2日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託		議 場
		本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月 3日(土)	休 会				
12月 4日(日)	休 会				
12月 5日(月)	休 会				
12月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
12月 7日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
12月 8日(木)	休 会				
12月 9日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場	
12月10日(土)	休 会				
12月11日(日)	休 会				
12月12日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室	
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室	
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室	
12月13日(火)	休 会				
12月14日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場	
12月15日(木)	休 会				
12月16日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場	
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場	

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから、平成17年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、11月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番荒木春吉議員、13番高橋秀治議員を指名いたします。

会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 例月出納検査結果報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 寒河江市行財政改革大綱について 市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 それでは、寒河江市行財政改革大綱について御報告申し上げます。

この大綱は、本市の行財政改革の指針となるものでありますが、内容につきましては、去る11月21日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第5、議第65号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第65号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、山内好子委員が本年12月15日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第65号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号については、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第9、認第3号から日程第35、議第83号までの27案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度は、企業収益が大幅に改善された一方、個人所得は給与所得が伸び悩んだことからマイナスとなるなど、いま一つ好況感が実感されなかったものの、日本経済全体としてはようやく長い景気低迷からの回復が感じられた年でした。また、国が進める三位一体の改革は具体的に姿をあらわし、初めて国庫補助負担金の一般財源化が図られたほか、地方交付税の大幅削減など、これまで以上に地方の自主、自立の行財政運営が求められることとなりました。

このような中、本市にあっては市制施行50周年に当たり、数々の記念事業を実施したほか、最終年度を迎えた醍醐小学校整備事業、駅前中心市街地整備事業に積極的に取り組むとともに、本市まちづくりの象徴となる花咲かフェアINさがえの開催などの諸事業を重点的に推進しました。また、国、地方を通じた大きな課題である社会保障対策、さらには農業、商工業等の振興、企業誘致など、産業振興にも積極的に努めてまいりました。

財政面におきましては、景気は回復基調にあったものの、本市の税収は依然として減少傾向にあり、加えて地方交付税及び地方交付税の振りかえ財源となる臨時財政対策債が大幅削減となるなど、厳しい財政環境でありましたが、積極的な行財政改革の推進と、前年度にも増した厳選した事業の選択により、健全な財政運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

増減率につきましては、前年度対比で申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入では1.2%減の147億1,484万3,985円、歳出では1.5%減の142億7,019万5,704円となり、形式収支で4億4,464万8,281円、繰越明許費等に係る繰り越しすべき一般財源506万2,000円を差し引いた実質収支は4億3,958万6,281円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に2億2,000万円、減債基金に1億1,740万円を積み立てし、残る1億218万6,281円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税につきましては、全国的に景気は回復傾向にありますが、本市にあってはまだまだ厳しい状況にあり、市民税の個人分が3.3%、法人分が0.6%それぞれマイナスとなり、市民税全体では2.6%の減となりました。また、固定資産税も1.6%の減となるなど、市税全体の収入では1.5%減の47億8,338万9,981円となりました。

地方譲与税は、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得譲与税が新たに創設されたことなどから、49.3%の大幅な伸びの2億5,559万4,000円となったのに加え、地方消費税交付金も9.9%増の4億6,434万4,000円となりました。地方特例交付金は3.5%減の1億4,542万9,000円、利子割交付金は5.5%減の3,366万7,000円となりました。自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は8,704万9,000円となりました。

地方交付税は、三位一体の改革により、地方財政計画の総額で6.5%、臨時財政対策債は28.6%の

大幅な減となったところでありますが、本市にあっては普通交付税は新たに国庫補助負担金の一般財源化と連動した社会福祉等の基準財政需要額が増加したことなどもあり、基準財政収入額が増加したにもかかわらず0.3%の小幅減の38億1,509万8,000円となりました。

一方、特別交付税も7.1%減の5億3,800万8,000円となり、地方交付税全体として1.2%減の43億5,310万6,000円となりました。

分担金及び負担金は、前年度並みの1億6,735万21円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、道路占用料、戸籍・住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なもので、総額で1億4,499万8,472円となりました。

国庫支出金は、三位一体の改革に伴い、保育所運営費負担金等が一般財源化されたのを初め、醍醐小学校改築事業がプールなどの附属施設整備だけとなったことや、都市計画街路整備事業がピークを過ぎたことなどから、27.3%減の8億2,858万5,471円となりました。

県支出金は2.9%増の5億7,527万8,484円となりました。

財産収入は、土地売却収入が減額になったことなどから、12.6%減の6,513万6,559円となりました。

寄附金はほぼ倍増の648万145円となりました。

繰入金は、減債基金の繰り入れを実施しなかったものの、財政調整基金繰入額が大幅に増加したことや、図書購入基金、スポーツ振興基金を繰り入れしたことから、87.2%増の1億9,716万9,944円となりました。

繰越金の1億5,905万105円は、平成15年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、市産業立地促進資金貸付金元利収入や地域総合整備資金貸付金収入が大幅に伸びたため、総額で30.1%増の6億7,753万9,803円となりました。その主なものは、貸付金元利収入が5億4,980万9,446円、雑入1億336万7,796円などです。

市債は、市民税減税補てん債が6億5,370万円、臨時財政対策債6億2,440万円、道路橋梁債1億9,600万円、都市計画債1億2,930万円、教育債1億250万円など、総額で17億6,400万円となりました。

以上、歳入総額では1.2%減の147億1,484万3,985円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、退職職員の不補充や人事院のマイナス勧告等の減額要因はあったものの、退職手当組合負担金の増加や、投資事業の減に伴う支弁人件費の減額等により、0.9%増の30億8,782万4,328円となりました。

物件費は、徹底した経費削減の結果、5.8%減の14億808万6,402円となりました。維持補修費については、施設の老朽化が進んでいる中ではありますが、効率的な予算執行の結果、9.3%減の2億8,436万7,178円となりました。

扶助費は、乳児医療費を初めとする児童福祉費が大幅に増加したことなどから、6.8%増の11億7,762万5,107円となりました。

補助費等は、西村山広域行政事務組合クリーンセンターへの分担金等が増加したものの、駅前中心市街地整備事業に係る公園管理者負担金が大減となったことから、5.3%減の21億61万6,675円となりました。

投資的事業費は、新規事業やたかまつ保育所増築事業や駅前駐車場整備事業等があったものの、醍醐小学校改築事業の校舎建設も終わり、プール等の建設だけとなったことや、都市計画街路整備事業などもピークを過ぎたこと、また公園事業の減などから43.7%大幅減の11億2,673万1,770円となりました。

公債費については、銀行等引受債の繰上償還や減税補てん債の借りかえ償還を実施したことから、38.0%増の26億8,989万6,413円となりました。

また、積立金は105万9,852円、投資及び出資金が140万円となりました。

貸付金は、工業団地への立地企業に対して貸し付けする市産業立地促進資金貸付金が大幅に増加したことから、40.2%増の5億1,170万円となりました。

繰出金は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰り出しは増加の一途にあります。駅前中心市街地整備事業特別会計への繰り出しが大幅に減少したことなどから、4.6%減の18億8,088万7,979円となりました。主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に2億3,226万6,267円、公共下水道事業特別会計に8億5,682万2,437円、介護保険特別会計に3億2,377万1,676円などです。

以上の結果、歳出総額は1.5%減の142億7,019万5,704円となりました。

次に、認第4号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の基礎として、また後世に誇れる新しい顔としてにぎわいと魅力ある中心市街地の形成を図るため実施してまいりました。平成16年度は、都市計画道路の築造舗装及び電線類の地中化、新橋のかけかえ、歩道の舗装、街路灯や歩道灯の整備工事を完了させるとともに、みどり公園とせせらぎ公園の整備促進を図ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は9億5,426万4,540円、歳出決算額は9億3,944万7,140円となり、歳入歳出差し引き残額1,481万7,400円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金2億5,175万円、県支出金5,762万7,000円、一般会計繰入金2億3,226万6,267円、県道路整備負担金1億4,268万1,000円、市債2億1,330万円などです。

歳出の主なものは、建物等移転補償費8,286万1,953円、工事請負費4億5,302万8,975円、委託料6,819万9,360円、公債費2億5,540万4,514円などです。

次に、認第5号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や、安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めてきております。平成16年度は、公共下水道事業については柴橋地内の幹線管渠を初め、塩水、鶴田、落衣、島、西根、下河原、日田地区などの市街地周辺の未整備地域の枝線管渠の整備を行い、処理区域の拡大を図ったところであります。

また、特定環境保全公共下水道事業については、引き続き三泉地区の幹線管渠及び中河原、下河原、入倉、雲河原、菊地堂地区の枝線管渠整備を進めてまいりました。その結果、平成16年度の汚水管渠の整備延長は1万31メートル、整備面積は52ヘクタールとなったものであります。

また、年々増加する流入汚水、汚泥の安定した処理を図るため、老朽化した電気設備の更新のための実施設計を行いました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに27億5,988万7,949円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料4億3,367万5,225円、国庫補助金3億9,850万円、市債9億6,220万円、一般会計繰入金8億5,682万2,437円などです。

歳出の主なものは、管渠建設費12億3,602万6,376円、水処理、汚泥処理等の浄化センター管理費1億8,055万9,929円、浄化センター建設費700万円、公債費11億9,402万9,371円です。

次に、認第6号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 943万 4,928円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料 508万 8,101円、一般会計繰入金 434万 1,269円であります。

歳出は、総務管理費 308万 388円であり、公債費は前年と同額の 635万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、高齢化の進展などにより、被保険者数及び保険給付費が増加する中で、医療費の適正化対策や保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は33億 3,056万 7,343円、歳出決算額は32億 3,503万 162円となり、歳入歳出差し引き残額 9,553万 7,181円のうち、給付基金条例の規定により 8,781万 3,000円を基金に積み立てし、残る 772万 4,181円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 11億 9,945万 600円、国庫支出金 11億 3,897万 9,197円、療養給付費交付金 5億 3,667万 2,000円、県支出金 1,542万 6,804円、高額医療費共同事業交付金 6,835万 1,786円、一般会計繰入金 2億 781万 8,798円などがあります。

歳出の主なものは、保険給付費 21億 5,416万 9,103円、老人保健拠出金 6億 9,418万 778円、介護納付金 2億 366万 3,479円などがあります。

次に、認第8号平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成14年10月の制度改正に伴い、受給対象年齢が75歳に引き上げられたことにより、受給者は減少しているものの、1人当たりの医療費などの増加により、医療諸費は対前年比で 4.4%の増となっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに39億63万 1,948円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、支払基金交付金 24億 1,091万 787円、国庫支出金 9億 7,996万 9,801円、県支出金 2億 4,837万 9,180円、一般会計繰入金 2億 5,586万 6,857円です。

歳出の主なものは、医療諸費 38億 8,898万 7,508円です。

次に、認第9号平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、介護サービスの利用につきましては着実な伸びを示し順調に経過したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は20億 9,870万 1,304円、歳出決算額は20億 6,694万 3,400円となり、歳入歳出差し引き残額 3,175万 7,904円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、保険料 3億 5,000万 7,000円、国庫支出金 5億 2,122万 2,378円、支払基金交付金 6億 3,583万 5,205円、県支出金 2億 4,499万 8,988円、一般会計繰入金 3億 2,377万 1,676円などです。

歳出の主なものは、保健給付費 19億 6,003万 6,277円、総務費 7,880万 3,519円、基金積立金 2,608万 194円などです。

次に、認第10号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査会につきましては、本市及び西村山地域4町で共同設置し、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。審査判定会議は90回開催し、延べ 4,655件を判定しました。そのうち本市分は 1,793件です。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,461万 4,680円、歳出決算額は 2,264万 1,924円となり、歳入歳出差し引き残額は 197万 2,756円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1,454万円、本市介護保険特別会計からの繰入金 814万 5,000円などです。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,830万 1,800円、使用料及び賃借料 119万48円などです。

次に、認第11号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも森林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は80万 1,246円、歳出決算額は45万 4,378円となり、歳入歳出差し引き残額34万 6,868円は翌年度に繰り越しいたしました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区41万 415円、醍醐財産区18万 1,425円、三泉財産区20万 9,406円です。

歳出決算額は、高松財産区22万 1,877円、醍醐財産区9万 7,248円、三泉財産区13万 5,253円です。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第66号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険特別会計繰出金等を減額するほか、除雪委託料及び老人保健特別会計繰出金等の追加、さらには中学校学級増加に対応する事業費等を計上するものであります。その結果、4,683万 4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 136億 9,905万 8,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、臨時職員賃金 220万 7,000円を追加するのが主なものであります。

第3款民生費については、国民健康保険特別会計繰出金 1,661万 3,000円を減額するほか、老人保健特別会計繰出金 1,168万 1,000円、身体障害者施設訓練等支援費 393万 7,000円を追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、米づくり総合支援事業費 147万 1,000円、小規模畑地化整備支援事業費 310万 9,000円を計上するものであります。

第8款土木費については、県単独道路改良事業等負担金 556万円、除雪委託料 1,300万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費については、給食用備品購入費 762万円を計上するほか、各種工事請負費など 388万 5,000円、中学校体育文化関係大会参加補助金 228万円を追加するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国県支出金 583万 7,000円などを減額し、地方交付税 4,902万 6,000円などを追加し、対応することといたしました。

次に、議第67号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の一般被保険者分の税率改正を見送ったことによる財源の調整と、老人保健事業の拠出金が確定したことに伴う減額などを行うものであります。その結果、370万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ34億 3,827万 1,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、老人保健拠出金 470万円を減額し、保険税還付金 100万円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 949万 7,000円及び繰入金 1億 680万 3,000円を追加し、国民健康保険税の医療給付費分現年課税分 1億 2,000万円を減額し、対応することとしました。

次に、議第68号平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療費の増嵩による医療諸費を追加計上するものであります。その結果、4億 6,317万 8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億 6,965万 2,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、医療給付費 4億 5,712万 5,000円、医療費支給費 605万 3,000円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金 2億 5,905万 9,000円、国庫負担金 1億 5,781万 6,000円、県負担金 3,462万 2,000円、一般会計繰入金 1,168万 1,000円を追加し、対応することとしました。

次に、議第69号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてから、議第72号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての4議案について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本楯地区の字の区域及び名称が変更されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第73号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてから、議第83号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてまでの11議案について、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、18議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

新宮征一議長 日程第37、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第1、審査の概要について申し上げます。

一つは、審査の対象でございますが、平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

二つ目は、審査の期間であります。平成17年8月10日から平成17年10月7日までであります。

三つ目は、審査の方法でございます。

平成17年8月10日付をもって、市長から審査に付された平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合調査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第2に、審査の結果を申し上げます。

審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査いたしました結果につきましてその大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれず決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

質 疑

新宮征一議長 日程第38、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 全体的にお聞きしたいんでありますけれども、このたびの補正予算に災害復旧の工事費が計上されていないような感じがしますけれども、寒河江市ではその辺の工事があったのかどうかであります。

あと第2点、除雪費でありますけれども、毎年市民生活に大きなお金もかかるわけでありまして、昨年度3月までありましたけれども、市から指導がないと掃けないんだと、10センチ以上降らないと掃かないんだ、いろいろ言われております。

また、圧雪が暖かくなって解けて走れない状態もあるわけです。そういうときも除雪してくれればなと、私なりにつくづく思うんですけれども、これから雪ですからどうなるかわかりませんが、この辺の取り組み、2点ほどよろしくをお願いします。

新宮征一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 お答えします。

災害復旧の関係については、今年度1件ほどございまして、今災害査定を受けまして、雪が消えた段階、来年の新年度予算の中で対応するような計画をしております。

それから除雪関係については、除雪の計画書の中で午前4時段階で約10センチ、ないしは10センチを超えそうなおそれがある場合について、一斉除雪というものを実施いたしております。これは毎年同じ内容です。

それから、日中の圧雪の関係につきましては、その状況を踏まえた中で、一斉除雪以外についても圧雪の状況で車が非常に難儀しているというような場合においては、その状況に応じて除雪をしているというような内容です。以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 災害復旧でありますけれども、市道の分なのか、それとも農林サイドの分なのか、その辺もお聞

きしたいと思います。

あと、除雪ですと本当に市民サービスの最大の効果ではないかなと私は思っております。雪国に生まれた人にとっては本当に大変であります。やはり除雪が行き届いて円満な生活や、災害や火災に対して十分発動できるような態勢が必要だと、私はつくづく思っているわけでありましてけれども、市長、その辺に関してはどのようにお考えになられるのか、お聞きしたいと思います。

新宮征一議長 農林課長。

木村正之農林課長 農林関係の災害につきましては、畑の林道1カ所ございますけれども、10月に査定を受けまして、降雪後、来年度の予算で工事をしたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 市道については、先ほど話がありましたように、あの場所については白岩というか、田代地内の牧場のちょっと手前の方の市道になりますけれども、そういった市道の箇所を来年度するような計画で今考えております。

それから、除雪については、除雪作業は除雪計画書の中で交通障害を最小限にとどめて交通の確保を図ると、こういうふうな考えの中で、今言った10センチなり、そういう中で体制を組んでいるというような内容です。以上です。

新宮征一議長 議第66号に対してほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 指定管理者制度に基づく指定管理者の指定の条例の制定の提案であります。

それで、一つだけ伺いをしたいのですが、さまざまな説明会に業者の参画があったと思うんですけども、その中で提案されたような指定管理者になったいきさつ、選定の方法はどのような手法で行われたのかをお伺いしたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えをいたします。

まず、原則公募ということをしていただきまして、各施設ごとに指定管理者の公募を行いまして、それぞれ計画書を出していただきました。その計画書につきましてそれを評価するための基準も作りまして、その基準に基づきましてそれぞれの施設担当課の方で点数化した評価を行いまして、それを庁内の候補選定委員会で審査して候補を選定いたしまして、その後、市長あるいは教育委員会の方で候補を決定していると。そして今回の議会の方に上程しているというふうなことでございます。

新宮征一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 今後のことにもかかわりますので、選定委員会の審査をやっぴり透明化する必要があるのではないかとこのように思います。それで、一つは評価基準がどういうものなのか等、その経緯について今ここではできないかもしれませんが、何らかの形で公表する必要があると思います。その考えはないかどうか伺いたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 今後、個々の施設ごとに委員会の方で審議いただくとありますが、委員長から求めがございましたら、その審査の基準と、あと審査したときに計画書は全部出せないと思いますけれども、応募者ごと、あと施設ごとに選定の表をつくっております。それをもとに審査をしておりますので、その審査の資料も委員会の方で資料提出を求められれば、それは出したいと思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 提案も議第73号から83号まで同種のものでありますので、一括して説明あったんで、質問の方もそういうふうに一括して、それぞれでなくてお聞きをしたいというふうに思います。共通する問題でありますので、そのように議長の方で議事進行上、取り計らっていただきたいということをまずお願いをします。

新宮征一議長 川越議員、できればそれぞれの議案のときに質問ではだめなんですか。

川越孝男議員 というのは、個別の中身でないんです。今遠藤議員が聞いたように、指定管理者制度すべてにかかわる問題でありますので、全部に共通しますので、そうでないと一回一回聞いていかなければならないということになりますので、そのようにお願いしたいとまず思うんです。でもだめだとしたら、一回一回聞きますけれども、極めて効率的な議事をする上で、そういうふうに思いましたので、後ほど質問した後、議長判断していただいて、そこら辺はお願いしたいと思います。

新宮征一議長 じゃ、質問の内容によって判断しますので、まず質問してください。

川越孝男議員 今、遠藤議員からもありましたけれども、基本的なことについて幾つかお尋ねをしたいと思えます。

まず一つは、今、原則公募というふうなことでありますけれども、公募をやった施設と、やらないところとあるのではないかなというように思いますので、今回の73号から83号までの間では全部で23施設の指定管理者制度でやっていくというような提案をされているわけにありますけれども、その中で公募をやったところと、やらないところ、その基準は何であったのか。公募をしたところと、しないところの基準、なぜ公募をやったのか、やらないのかということが1点です。

それから二つ目、先ほどもありましたように、12項目について点数制で配点は85点になっていますけれども、それぞれの項目ごとに5点から10点の範囲の中で点数の配分がされていますけれども、それぞれの項目の採点基準、今遠藤議員からもありました。それは、基準をつくってやっているというふうなことの答弁があったわけですが、その基準は要綱なのか、規則なのか、これを明らかにしていただきたいと思えます。そもそももちろん、要綱であっても規則であっても、これは議会の審査のために求められたから出すという代物ではないと思えます。基準が要綱や規則でやるならばね。

したがって、今回、議会に今この案件が提案されているわけありますから、議員として審査する上で極めて基本になるデータでありますので、当然議会にその基準を示していただきたいというふうに思います。

それから3点目、それぞれ公募なり、あるいは公募でない方法でもやられたようでありますけれども、申請書、それぞれの事業者が申請をした際に計画書も提出されていると、先ほど遠藤議員の質問にもあったわけありますけれども、これがどこ所管で今管理されているのか。行財政改革推進課が今回の受け付けをしているようですので、そこにあるのであろうというふうに思いますが、実質それぞれの施設ごとに管理しているところで、実際の部分の対応をしているわけありますから、どこで管理されているのかということをお聞きしたいということと、当然公開をすべきだというふうに思います。このことについての見解を、さらにお尋ねをしたいと思えます。

それから4点目になりますけれども、今現在、寒河江市の公の施設で管理委託をしている施設は21施設あるというふうに、これまで議会にも示されております。ところが、今回その中で抜けている部分があります。一つは、農村公園と、それから慈恩寺観光会館、この関係について、もちろん今回指定管理者制度でやるというふうな提案がされていませんけれども、この二つの施設については、条例もまだ、それぞれの管理を委託する団体が指定された条例になっています。

したがって、これらについても、もちろん法律上は19年の9月からでしたかね。それまで猶予期間がありますけれども、来年の18年の4月1日からどうするかというふうなこと、これらの関係でも、条例の改正が、条例との整合性というふうなことで改正などにも必要になるのではないかと思います。この辺の関係についてお聞かせをいただきたいということ、それから二の堰親水公園、これが条例上は管理委託制度の方になっているわけでありまして、今回の提案の中ではありません。したがって、これらについては今後どのようにしていくのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。以上。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 たくさんありまして、お答えいたしますが、最初の公募した施設、しない施設のことではありますが、今回の議第73号から75号まで、さくらんぼ会館、トルコ館、あと寒河江市市民プール以下の体育施設につきましては、公募を行っておりません。議第76号から83号までの施設については、公募を行っております。

その公募を行う、行わないの基準ということでありまして、基準というものではなくて、個別の資料ごとに特殊な事情があれば公募をしないというふうなことでありまして、先ほど申しあげました公募選定委員会の中で公募をするか、しないかということをお諮りいたしまして、決定をさせていただいております。

それと、遠藤議員の方にも申しあげました、審査する上での細かい評価ポイントでの基準についてですが、これは要綱と規則ということではなくて、審査委員会の中の内規ということでお定めさせていただいております。その基準につきましても、先ほど委員会の方でお示ししたいということをお申しあげましたので、多分そのようにしたいと思っております。

あと、応募者から出されました計画書につきましては、施設の担当課の方で保管しております。当然これは情報公開の対象になりますので、手続に従って見ることは当然できるようなものでございます。

続きまして、公の21施設のうち、今回上がっていない下河原地区の農村公園と慈恩寺観光会館につきましては、一つは農村公園につきましては直営にしまして、地元のグラウンドワークでの管理にお願いしたいというふうな考えであります。また、慈恩寺観光会館につきましては、施設が老朽化しておりますので、その施設自体どうするかというふうなこと、場合によっては解体ということもあり得るというようなことで、今上げておりません。

御指摘のように、現在、管理委託者ということで条例上、明記されておりますので、農村公園につきましては3月議会のときにその改正が必要かと思っております。また、慈恩寺観光会館につきましては、仮に解体するということがはっきりすれば、これは条例の廃止になるかと思っておりますし、それはこの猶予期間である来年の9月までの間に条例改正が必要になるというふうに思っております。

もう1点、二の堰親水公園についてであります。これにつきましても公募をしない施設というふうな決定をしておいたところでありまして、先月末に現在管理委託をお願いしております土地改良区の方から指定管理者になることを辞退したいというふうなことがありましたので、改めまして1月に説明会を開いて公募をしたいと思っております。そして、できれば3月議会にまた指定の提案をさせていただきまして、来年度、4月からの指定管理者制度への移行を目指していきたいというふうに思っております。以上です。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 やっぱり全体に共通していますね。そういうふうな形で、そのとき、そのときというのではなくて、ここで73号で指定管理者の関係全部お聞きをしたいと私は思いますので、よろしくお聞きをしたいと思

ます。

それで、公募をやったところと、やらないところが現実にあったと。そしてそれも内部で検討して公募しなくてもいいのではないかというふうなことで、公募しないところもありましたと。ところが、予定したところから辞退をされるという、そして後で公募しなければならないという事態が現実には発生しています。

したがって、事務方で考えた、これは公募なじまないのではないかと、公募でなくてもいいのではないかと、この判断に現実問題として差異が出たというふうなことだと思います。したがって、公募すべきなのか、公募しないのかという、単なるそのときの担当者だのというのではなくて、一定の基準をきちっと設けておく必要があるのではないかと思いますので、この辺については後ほど、これからもずっと続くわけでありましてから御検討いただきたいということをお願いしておきます。

それから、点数制の関係でありますけれども、これは内規でというふうなことのようでもありますけれども、やっぱりこの辺が透明性を維持するという意味では、その物差しになる部分が極めて重要だと思いますので、ちゃんと行政執行する上でその基準はこうですということが示されるものにしていただきたいし、それから、今現在の内規を、委員会審査もなりますけれども、本会議でも提案されているわけでもありますから、議長の方からぜひ当局の方に、その基準を議員の方に提出をしていただきたいということを議長に要請をいたします。この点について議長の方からお願いをしたいと思います。

委員会に入らない議員もおります。しかし、最終的には最後の本会議でこの議案についての賛否を議員自身が問われるわけでもありますから、したがって議員みんなにその物差しになる基準を資料として出していただきたいということをお願いしておきます。

それから、申請書、計画書、これはそれぞれの応募された事業者が、私のところではこういう事業をしたいという、今回の附属資料の中にも自主的な独自の計画というか、の部分もあるわけですが、そういうものをやっぱり審査をするためには、当然情報公開とかなんかでなくて、議会で審査する上には当然これらも出していただきたい。そしてまた、私も議員で、事務局の方からいただいた県の施設であるふるさと総合公園の指定管理者の際の資料もいただきました。それは、応募したそれぞれの事業者が委託料は幾らです、こういうふうなことを皆明示されているわけですね。

ところが、今回、私どもに出された附属資料を見ますというと、委託をする経費や金額は一切出ていないというふうな、基準よりも大幅に少ないとか、予定した額より若干少ないとか、そういうふうな表現はされているようですけれども、したがってこういう審査する際の資料の出し方についても検討をいただきたい。より透明性のあるものに、あるいは、より公正な形で指定できるようにお願いをしたいというふうに思います。

あと条例改正やなんかについては一致でありますので、問題ないように、その時点に対応していただきたいということをお願いいたします。以上、お尋ねをいたします。

新宮征一議長 ただいまの資料提出の件について、行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 議長から求められればいつでもお出しする用意はしております。議長から求められれば、お出しするのは当然ですので、お出しいたします。

この基準につきましては、もちろん当然お出しいたしますけれども、その計画書とかについては企業関係のいろいろなことがあるので、あれを全部コピーして出すというのはちょっとどうかなどはと思いますが、その辺は、県のホームページを見ていなかったものですから、そのホームページの内容も見ながら、詳細に議案として出せるようなことも一応検討していきたいと思います。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 今の部分でいいんですけれども、1番目の公募するか、しないかという部分について、それも担当課の中でして、これはいいのではないかと、これは公募すべきだというふうに判断したというけれども、公募するか、しないかの基準も、点数の基準というのはわかりました。点数の部分の、配点したやつ点数の基

準というのは内規でつくりましたということはわかったんですけども、公募するか、しないかということについても、一定の基準をつくっておかないというと、今回の二の堰親水公園のように、公募しなくてもいいのではないかと対応したんだけど、辞退されてということなどもあるわけですので、もちろん全体的に基準というものを一定程度つくっておく必要があるのではないかと思ったんです。そういうことについての見解もありましたらお聞かせをいただきたい。私はつくるべきだというふうに思っています。以上。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 指定管理者につきましては原則公募ということがありまして、公募しなくてもいいという基準を、つくるという考えは全くなかったわけでありまして。ただ、その施設ごとにどうしても公募ができない場合があるというふうなことで、その施設ごとに判断しておりますので、やはりいろいろな対応が出てくるかと思しますので、一定の基準はなかなか難しいのではないかと考えております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 さくらんぼ会館でありますけれども、今までどおりやられる、管理者を指定するような感じがしますけれども、私から何点かお尋ねします。

まず、ドームの方はどうなるのか。あとさくらんぼを植えている地域がありますね。その辺と、あと河川敷地の管理、テントも張ってあります。テニスコート、ゲートボール場がありますけれども、それも一体に行われるのかどうかであります。また、さくらんぼの場合は消毒や剪定もしなければならぬんですけども、再委託なんかあった場合はどのように対応なされるんでしょうか。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

チェリーランドの今御質問にありました件につきましては、現在チェリーランド管理センターの方で委託という形で受託していただいております。

管理につきましてもすべてさくらんぼ管理センターという形でございます。すべて直営で行っている施設でございます。

河川敷テニスコート関係につきましても、使用の関係とか、使用の申し込み関係もすべて管理センターの方で現在行っているというふうな状況でございます。以上です。

新宮征一議長 第73号に対してほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 この委託先のことでお聞きしたいと思いますけれども、外国の方がやっておりますけれども、日本に何年ぐらいいるのか、帰化されているのかどうかであります。どのような御商売をなされているものかどうかです。

前でしたら、何か京都にあるトルコ・日本協会あたりに委託していたと私は記憶しているんですけども、もしその辺の御報告できればお知らせ願いたいと思います。国籍はいろいろあるわけですけども、その辺のものを知っていたならば、ぜひお聞きしたいと思います。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

現在、トルコ館の関係でございますが、当初の設置目的等もございまして、トルコ共和国の文化の交流やら、展示販売というふうなことで、トルコ人が常駐しながら現在管理運営を行っているところでございまして、当然日本・トルコ文化協会の方に委託している施設でございますが、実質的な管理運営を行っております株式会社トゥーバ・トレーディングというふうなことで、今回、指定管理者の候補ということで提案している内容でございます。以上です。

トゥーバ・トレーディングの社長さんのネジデットさんがこちらの方に何年住んでいらっしゃるかというふ

うな質問であったようにお聞きしていますが、その辺の実態はちょっと把握してございませんが、現在、東京の方で会社を起こしているというふうなことでございます。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 日本に何年住んでいるんですかと、帰化なされているんですかと聞いたんです。株式会社でありますから、全国に何件ぐらい営業拠点を設けているのかなと私なりに思っているわけで、ただ日本に帰化しているのか、帰化していないのか、その辺。あと、日本に何年在住なされているのかお聞きしたいわけです。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 現在の御質問につきましては、ちょっと把握してございません。

新宮征一議長 議第74号に対してほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 体育館の関連でお尋ねしたいんですけども、西部公民館の体育館が体育館の管轄になっていると認識しているんですけども、このたびはどうしてならなかったのか、お聞きしたいと思います。

新宮征一議長 社会体育課長。

石山 忠社会体育課長 お答え申し上げます。

西部地区公民館の体育館と、それから西部地区の多目的運動広場については、社会体育施設になっておりますけれども、現在行っております財団法人寒河江市体育振興公社で受託している施設の中には入ってございませんでした。公民館の方で取り扱っておりますので、今回の施設の中には含まれてございません。以上です。

新宮征一議長 議第75号に対してほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤良一議員 児童センターでありますけれども、ハートフルセンターの中にありますけれども、長岡にありました旧児童館の措置はどのように考えるのかです。今、どのような利用をなされているのか。一体になるのか、分離するのか、その辺はつきりお答え願います。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 長岡山の児童館につきましては、廃止といいますが、建物の廃止ができない状況がございまして、現在建物としては従来のとおり立地といいますが、建物がございまして、新しいハートフルセンターができたときに、児童館の機能自体をハートフルの方に移したというようなことで、長岡山の部分については、利用上もちょっと不便だということで、今は未使用の施設というふうな状況でございます。

ただ、起債関係とかいろいろ制約がございまして、まだ解体というところまでは制限があるというようなことで、現状の状況になっております。あれもただ置いてあるということではなくて、管理上のこともありますので、警備会社の方に委託しながら管理をやっているというふうな状況でございます。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

柏倉信一議員 全体的にかかわる部分といえればかわるのかもしれませんが、たまたまこの77号の案件が、4団体が公募されたらと、その中で選定された。議案の中ではここが初めて出てきたというような部分だと思いますので。

こういうことをお聞きすると非常にしんどいのかなというふうに思うんですが、この指定管理者制度というのは、この施設に関して言うならば、平成18年から21年までと。3年間という長い期間、一つの団体が請け負うという格好になるわけで、この選定結果を見ると福祉協議会が最終的には一番いい点数というようなことでここに選定をしたという過程があるわけです。当然のことだろうと思いますが、ただこの選定の内容を見る

と、すべてがすべて福祉協議会が一番よかった点数ではないというふうなのがここに出ているわけですね。

3年という期間を考えた場合、例えばこの選定項目を見ると、予算的にはほかの団体の方が大幅にいい点数を持っている。しかし、トータル面でいくと、福祉協議会が一番いい点数というようなことでここに落ちついたということになるわけですが、それはそれで結構だと思いますが、そのほかのいいアイデアを生かすというのも、3年間というスパンを考えた場合重要なことではないのかなというふうに私は思うわけで、また、この指定管理者制度を導入するに当たっての一番のメリットがこういうところにあるのではないかな。うまくほかのものを活用するというのも一つの考え方ではないかというふうに私は思います。

ただ、情報保護等々の関係もありますので、果たしてほかの団体が出したものを、ストレートに選定されるところに反映させるというのは難しいのかもしれませんが、行政という立場、また税金という根本がある以上、何かしらのいいアイデアは活用すべきではないかというふうに思うんですが、その辺の方法論に関して、何かしらうまく考えはないのか、あるいはお考えになっているような部分があれば、お尋ねをしたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 今回、指定候補者ということで出させまして指定するわけです。そうしますと、今後協定を結びます。全体的な協定と、あと金額の協定がありますが、今度その協定の中で細部を詰めていくわけでありまして、その中で事務方の方でこういったこともあるんだよというようなことを出して協定の中に入れるとか、そういうことは可能であると思います。

ただ、今回の例でありますけれども、ちょっとほかのところではできないような案もあったということありますので、そういうところは無理だと思いますけれども、そういったふうにして、よりよいサービスを提供するために、ほかの方の案を参考にさせるというふうなことは、協定をつくる段階で可能であると思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。松田 孝議員。

松田 孝議員 今の関連なんですけれども、協定に当たって評価したことに対しては、事業の評価、新たな事業の評価ということですが、これまで何年とこの社会福祉協議会がやってきた中で、新たな事業を起こすということはどういう内容なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

そしてこの事業をするに当たって、この事業費はどうなっていくのか。これは委託費の中に逆に入っていくのかお聞きをしたいと思います。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 今回出された社会福祉協議会の新たな事業ということですが、今回介護保険制度の改正に伴う介護予防関連ということもありまして、健康教室とか、そういうふうなものが新規事業に計画されております。

それから生きがい活動の支援事業というものが、今回平成17年度まではなかった事業として新たに計画されているということがありました。

それから、そこにかかわる事業費につきましては、委託事業費の中でそういう事業を実施していくというふうなことになっております。

新宮征一議長 松田議員。

松田 孝議員 今のあれですと、当局からのある程度提案を受け入れた形のようにも思いますが、これは実際ほかの業者にこういうメニューもあるんだけれども、あなた方業者がどうして、どうなのかということも問いかける一つの事業ではなかったのかなと思うんですが、そういう評価となれば、この指定管理者、結んだ段階ではちょっと評価基準がおかしいのではないかと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 募集要項の総体としまして、現在こういう事業をやっているというのを示しておりますので、それを見て同じ程度にというふうな案もありますし、いや自分のところではもっと大きくし

ますよというふうな案が出てきております。

ですから、現在どういうことをやっているかというようなことは当然お知らせをしております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 80、81、82というのを一括で申しあげますと、今冬季間閉鎖になっております。指定管理者制度
に来年4月1日から移行するわけでありますけれども、この冬季間に対しての何かアイデアがあったのかどう
かです。まず、その1点お願いします。

新宮征一議長 農林課長。

木村正之農林課長 葉山高原牧場でございますけれども、これにつきましては葉山高原牧場管理組合の方に60年
からずっと今まで委託をしてきたところでございます。当然、積雪というようなことで冬季間行けませんの
で、冬季間の使用については考えておりません。以上です。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 いこいの森の関係についてお答え申し上げます。

冬季間の関係につきましては、先ほど農林課長からもありましたように、いこいの森の関係も積雪が非常に
多いということもございまして、冬季間の利用はできないということで対処しています。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第81号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第82号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第83号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予 算 特 別 委 員 会 の 設 置

新宮征一議長 日程第39、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第66号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第66号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会の設置

新宮征一議長 日程第40、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第41、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付 託 案 件
総務委員会	議第69号
文教厚生委員会	議第67号、議第68号、議第70号、議第75号、議第76号、議第77号、議第79号
建設経済委員会	議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第78号、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号
予算特別委員会	議第66号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号、認第11号

平成17年12月第4回定例会

散 会 午前11時05分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。